

株式会社藤岡エンジニアリング 行動規範 (1/2)

株式会社藤岡エンジニアリングは、あらゆるステークホルダーと公平、公正かつ発展性のある関係を築き、また、環境に配慮した運営を行い、継続的で未来に繋がる経営を実現し、地域、社会に貢献するため、下記の行動規範を制定し、実行、遵守します。

I. 法令遵守

Compliance with Laws and Workplace Regulations

当社及び当社の従業員は、事業を行うすべての場所で法律や規則を遵守します。

II. 雇用関係

Employment Relationship

当社は従業員(取引先で当社の事業に従事する者も含める)を尊重し、国内外の労働および社会保障の法律に基づく権利を保護する雇用の規則および条件を採用し、遵守します。また、雇用関係において、以下の基準を遵守します。

1、 差別の禁止 Nondiscrimination

いかなる者に対しても、性別、人種、宗教、年齢、障害、性的指向、国籍、政治的意見、社会的集団、または民族的起源に基づいて、雇用、報酬、昇進、懲戒、解雇または退職を含む雇用上の差別はもとより、あらゆる形態の差別を行いません。

2、 ハラスメントまたは侵害 Harassment or Abuse

すべての従業員は、敬意と尊厳をもって尊重されます。いかなる従業員も、身体的、性的、心理的、または言葉によるハラスメントや侵害の対象にはなりません。

3、 強制労働 Forced Labor

当社は拘束労働、搾取的労働、人身売買、奴隷制またはその他の形態の強制労働を含む、いかなる強制労働も使用しません。

4、 児童労働 Child Labor

当社は15歳未満、またはその国における義務教育が修了する年齢未満のいかなる者も雇用しません。18歳未満の従業員に関するすべての法的要件を遵守し、18歳未満のいかなる者も危険な業務や条件での作業、夜間業務に従事させません。

5、 結社の自由と団体交渉 Freedom of Association and Collective Bargaining

当社は、従業員が自由な結社および団体交渉の合法的な権利を行使する事を尊重します。また、結社の自由及び団体交渉の権利がその国における法律で適法に制限されている場合であっても、従業員が罰金や報復を受けることなく、従業員が持つ就労に関する苦情を当社に提起できることを保証します。

株式会社藤岡エンジニアリング 行動規範 (2/2)

6、 健康、安全、および環境 Health, Safety, and Environment

当社は、安全で衛生的な労働環境を提供し、労働安全衛生の慣行を促進し、業務上で発生するあらゆる事故や傷害、健康被害の防止に努めます。

7、 労働時間 Hours of Work

当社は従業員に対し、特別な事業状況を除き、(i)(a)週60時間の労働時間、または(b)製造国の法律で認められている通常時間および残業時間の制限、もしくはその国の法律が労働時間を制限していない場合、その国の通常の週労働時間に12時間の残業時間を加えたものを越えることを要求しないものとし、(ii)7日間ごとに少なくとも1日休む権利、(iii)残業が従業員に対する強制ではない事を保証し、従業員の労働時間について法令順守はもとより、過剰な労働時間の削減に努め、職種、職務及び労働を行う国の事情により、妥当な労働時間になるよう留意します。

8、 報酬と給付金 Compensation and Benefits

当社は、従業員の基本的なニーズを満たすには賃金が不可欠であることを認識しています。従業員には、少なくとも現地の法律で要求される最低賃金を保証し、法的に義務付けられた給付金が提供されるものとします。また、長期的な企業の発展と、従業員の生活基盤強化を両立するべく継続的に報酬の見直しを行います。

III.環境 Environment

当社は、環境への責任を認識し、公衆の健康と安全を守りながら、環境と天然資源への悪影響を最小限に抑えるよう努めます。また、事業に適用される環境規則、規制、および基準を遵守し、事業を行うすべての場所で環境に配慮した活動をし、次世代に豊かな環境を引き継ぎます。さらに、カーボンニュートラル実現のため、積極的にCo2排出量の削減に努め、適切な測定を行い、その推移を公表します。

IV. 地域社会への貢献 Contributing to communities

当社は、持続的な事業成長を実現する事により、安定した雇用の創出と経済の活性化に貢献します。また、地域コミュニティの活動に参画し、次世代を担う子どもたちへの教育支援、多様な世代が交流できる機会の創出に努めます。

V. サプライチェーンへの展開 Supply chain

当社は、本行動規範について、当社製品の生産活動に関わるサプライチェーン全般に対しても適用し、各項目への取組みの浸透・普及に努めるよう求め、その周知、実行の責任を有します。また、サプライチェーンにおける本行動規範への取組み状況について常に注視し、必要な改善を行います。